

意見書

平成 23 年 2 月 17 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課御中

株式会社新潟通信サービス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

弊社は現在ダークファイバーにおいて これまで中継回線で約 1750km,加入回線で数百件の回線を借用し、フレッツ接続を行っていない地域への光回線の提供や NTT 東日本と比較して格安なセキュアな専用線の提供を行っております。又、NTT 東日本が提供しない地域からの要望によって ADSL サービスも行っております。

弊社ではブロードバンドの届いていない地域にサービスをしようとしましたが、NTT 東西はフレッツサービス開始以後常に工事費無料を全面に押し出し、われわれ地域事業者が同様のサービスを行う事を工事費のダンピングにより阻止してきました。利用者は直ぐに NTT がサービスするかもしれないといって、工事費がかかることを理由に NTT のサービス待ちを選択します。

このため光サービスは NTT 東西の独占に近いサービスとなり、今後の他業者の参入が益々不可能となっております。更に、地域の自治体は IRU 方式の光回線を施設し NTT 東西に貸し出し NTT 東西がこれを使用してサービスを行っていますが、この場合われわれ事業者は第三者への貸し出しを禁止された IRU 契約により、他の事業者は使用することができません。

現在では NTT 東西の市場占有率が高まり、設備をしても経費を回収できません。

本来、光電話は従来のアナログ電話に代わるものと誰もが信じている(そう思いこませられている)中で、NTT 東西は光電話があたかも電話事業ではなくブロードバンドの一端であるかのような扱いで普及を進めています。この方式で、メタル回線から光回線へ電話の移行を促進しているわけですが、従来のメタル電話が月額 1600 円程度であるのに対し、現在の NTT の光電話では 5,700 円も必要になります。これでは電話しか必要としない家庭での普及率が上がらず、特に山間部等の僻地や限界集落と呼ばれているところでの普及は不可能に近い状況です。

こうしたことを解消するには NTT 東西の芯線利用率を向上し原価を現在のメタルと同等迄に下げる必要があります。その為に、事業者へ OSU 共有によるシェアドアクセスの実現を望みます。ブロードバンドの一層の普及と事業者間の競争推進に必要と考えます。

以上